

改正案	現行
<p>（社員による責任追及等の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第三十六条 法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九条第二項、第二百十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による提供とする。</p> <p>一 被告となるべき者</p> <p>二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実</p> <p>（特定目的会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百九条第二項、第二百十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 特定目的会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資</p>	<p>（責任追及等の訴えの提起の請求方法）</p> <p>第三十六条 法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九条第二項、第二百十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による提供とする。</p> <p>一 被告となるべき者</p> <p>二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実</p> <p>（訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第三十七条 法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第九十七条第二項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百九条第二項、第二百十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一 特定目的会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資</p>

料を含む。)

二 法第九十七条第一項(法第七十四條第三項において準用する場合を含む。)、並びに法第二十五條第四項、第三十六條第十項、第四十二條第八項、第一百十九條第二項、第二百十條第六項、第三百十八條第二項及び第四百十七條第二項において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

料を含む。)

二 請求対象者(次に掲げる者のうち、法第二十五條第四項、第三十六條第十項、第四十二條第八項、第九十七條第二項(第七十四條第三項において準用する場合を含む。)、第一百十九條第二項、第二百十條第六項、第三百十八條第二項及び第四百十七條第二項において準用する会社法第八百四十七條第四項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。)(の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

イ 発起人

ロ 設立時取締役及び設立時監査役

ハ 役員等(法第九十四條第一項に規定する役員等をいう。)

ニ 清算人

ホ 法第三十六條第五項において準用する会社法第二百十二條第一項(第一号に係る部分に限る。)(の義務を負う募集特定出資の引受人

ヘ 法第四十二條第五項において準用する会社法第二百十二條第一項(第一号に係る部分に限る。)(の義務を負う募集優先出資の引受人

ト 法第二百十條第三項の利益の供与を受けた者

チ 法第三百十八條第二項において準用する会社法第二百十二條第一項(第一号に係る部分に限る。)(の義務を負う転換特定社債の引受人

リ 法第四百十七條第二項において準用する会社法第二百十二條

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する責任追及の訴え並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役）

第四十五条の二 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役

二 取締役の過半数をもって出資の履行の仮装を決定したときは、当該決定に同意した取締役

三 出資の履行の仮装が社員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案し

第一項（第一号に係る部分に限る。）の義務を負う新優先出資引受権付特定社債の引受人

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十七条第一項（法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する責任追及の訴え並びに法第二十五条第四項、第三十六条第十項、第四十二条第八項、第一百九十九条第二項、第二百二十条第六項、第三百三十八条第二項及び第四百四十七条第二項において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（新設）

た取締役

ロ イの議案の提案の決定に同意した取締役

ハ 当該社員総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役

(特定出資の併合に関する事前開示事項)

第四十五条の三 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第三十八条において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

イ 特定出資の併合をする特定目的会社に支配社員(特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)第二条第二項第一号に規定する支配社員をいう。第四十八条の二第二号イにおいて同じ。)がある場合には、当該特定目的会社の特定社員(当該支配社員を除く。)の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)

ロ 法第三十八条において準用する会社法第百三十四条第二項及び第百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

(新設)

二 特定出資の併合をする特定目的会社（清算特定目的会社）（法第百六十五条に規定する清算特定目的会社をいう。第四十八条の二第二号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該特定目的会社において最終事業年度（法第三十四条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該特定目的会社の成立の日（後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第三十八条において準用する会社法第八十二条の二第一項各号に掲げる日のいづれか早い日をいう。次号において同じ。）後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該特定目的会社において最終事業年度がないときは、当該特定目的会社の成立の日における貸借対照表

三 備置開始日後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（特定出資の併合に関する事後開示事項）

第四十五条の四 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 特定出資の併合が効力を生じた日
- 二 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の四の規定による手続の経過
- 四 特定出資の併合が効力を生じた時における特定出資の総口数
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定出資の併合に関する重要な事項

(優先出資の併合に関する事前開示事項)

第四十八条の二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次に掲げる事項その他の法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め of 相当性に関する事項
- イ 優先出資の併合をする特定目的会社に支配社員がある場合には、当該特定目的会社の優先出資社員(当該支配社員を除く。)()の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあっては、その旨)
- ロ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法

(新設)

に関する事項、当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二 優先出資の併合をする特定目的会社（清算特定目的会社を除く

。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該特定目的会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該特定目的会社の成立の日）後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。次号において同じ。）後優先出資の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該特定目的会社において最終事業年度がないときは、当該特定目的会社の成立の日における貸借対照表

三 備置開始日後優先出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（優先出資の併合に関する事後開示事項）

第四十八条の三 法第五十条第一項において準用する会社法第八十

二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 優先出資の併合が効力を生じた日

（新設）

二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の四の規定による手続の経過

四 優先出資の併合が効力を生じた時における優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第三号の種類の優先出資）の総口数

五 前各号に掲げるもののほか、優先出資の併合に関する重要な事項

（欠損の額）

第五十条 法第六十条第三項第四号口に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする

一 零

二 零から法第百九条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における剰余金（特定目的会社の計算に関する規則第三十条第二項第五号に掲げる剰余金をいう。第五十六条及び第五十七条において同じ。）を減じて得た額

（補欠の役員を選任）

（欠損の額）

第五十条 法第六十条第三項第四号口に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって欠損の額とする方法とする

一 零

二 零から法第百九条第四項の規定により優先資本金の額を減少する日における剰余金（特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）第三十条第二項第五号に掲げる剰余金をいう。第五十六条及び第五十七条において同じ。）を減じて得た額

（補欠の役員を選任）

第五十一条 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項の規定による補欠の役員を選任については、この条の定めるところによる。

2 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名（会計参与である場合にあつては、氏名又は名称）

三 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（計算書類に関する事項）

第五十九条 法第六十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日

第五十一条 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項の規定による補欠の役員を選任については、この条の定めるところによる。

2 法第六十八条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の役員である旨
- 二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名（会計参与である場合にあつては、氏名又は名称）

三 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会の開始の時までとする。ただし、社員総会の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（計算書類に関する事項）

第五十九条 法第六十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日

のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第一百一十一条第二項第二号の特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が法百四十四条第五項又は第六項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告（法第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）により公告をしているときは、当該電子公告をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子公告をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、当該電子公告により公告すべき内容である情報の提供を受ける不特定多数の者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるもの

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法百四十四条第七項に規定する措置をとっている場合 法第二十二條第二項

のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度（法第三十四条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第一百一十一条第二項第二号の特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が法百四十四条第五項又は第六項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告（法第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）により公告をしているときは、当該電子公告をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子公告をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、当該電子公告により公告すべき内容である情報の提供を受ける不特定多数の者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるもの

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法百四十四条第七項に規定する措置をとっている場合 法第二十二條第二項

第十三号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

(債権者集会の招集の決定事項)

第八十三条 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下この条及び次条において同じ。)に記載すべき事項(次条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百八十条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る()。

第十三号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

(債権者集会の招集の決定事項)

第八十三条 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類(法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下この条及び次条において同じ。)に記載すべき事項(次条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百八十条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。))の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る()。

三 一の協定債権者（法第百八十条第四項において準用する会社法第五百十七條第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）が同一の議案につき法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項（法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第八十五条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した日から二週間を經過した日以後の時に限る。）

ロ 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。）の交付（当該交

三 一の協定債権者が同一の議案につき法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項（法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第八十五条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した日から二週間を經過した日以後の時に限る。）

ロ 法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者（法第百八十条第四項において準用する会社法第五百十七條第一項本文に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十条第四項において準用する会社法第五百五十條

付に代えて行う法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。
() をすることとするときは、その旨

(特定目的信託契約の方式)

第一百十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

- 一 特定目的信託契約の締結の年月日
- 二 受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称
- 三 特定目的信託である旨
- 四 原委託者の義務に関する事項
- 五 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項
- 六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 七 公告の方法
- 八 特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができない旨
- 九 社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があら

第二項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。次条において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(特定目的信託契約の方式)

第一百十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

- 一 特定目的信託契約の締結の年月日
- 二 受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称
- 三 特定目的信託である旨
- 四 原委託者の義務に関する事項
- 五 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項
- 六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 七 公告の方法
- 八 特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができない旨
- 九 社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があら

- かじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的
受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（法第二百三
十条第一項第二号イからへまでに掲げるものを除く。）について
議決権を有しない旨並びに令第五十二条第二項各号に掲げる条件
十 法第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権を定
める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又
は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会
社等に通知しなければならない旨
- 十一 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡を
制限する場合は、その旨
- 十二 記名式の受益証券の無記名式への転換について別段の定めを
する場合は、その定め
- 十三 受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利
益持分の計算に係る定め
- 十四 権利者名簿管理人（法第二百三十五条第三項に規定する権利
者名簿管理人をいう。）又は登録機関を置く場合は、その旨並び
にその氏名又は名称及び住所
- 十五 権利者名簿の基準日を指定する場合は、指定する日
- 十六 権利者集会の決議事項その他権利者集会に関する事項
- 十七 代表権利者に対する報酬その他代表権利者に関する事項
- 十八 特定信託管理者の選任その他特定信託管理者に関する事項
- 十九 特定目的信託契約の終了事由を定める場合は、その事由
- 二十 受託信託会社等が固有財産により金融商品取引法第二条第八

- かじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的
受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（法第二百三
十条第一項第二号イからへまでに掲げるものを除く。）について
議決権を有しない旨並びに令第五十二条第二項各号に掲げる条件
十 法第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権を定
める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又
は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会
社等に通知しなければならない旨
- 十一 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡を
制限する場合は、その旨
- 十二 記名式の受益証券の無記名式への転換について別段の定めを
する場合は、その定め
- 十三 受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利
益持分の計算に係る定め
- 十四 権利者名簿管理人（法第二百三十四条第五項第十一号に規定
する権利者名簿管理人をいう。）又は登録機関を置く場合は、そ
の旨並びにその氏名又は名称及び住所
- 十五 権利者名簿の基準日を指定する場合は、指定する日
- 十六 権利者集会の決議事項その他権利者集会に関する事項
- 十七 代表権利者に対する報酬その他代表権利者に関する事項
- 十八 特定信託管理者の選任その他特定信託管理者に関する事項
- 十九 特定目的信託契約の終了事由を定める場合は、その事由
- 二十 受託信託会社等が固有財産により金融商品取引法第二条第八

項第六号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項
二十一 その他重要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第五条第四項において準用する会社法第三十一条第二項第二号

二 法第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項第二号

三 法第二十八条第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

四 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の二第二項第三号

五 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の六第三項第三号

六 法第四十三条第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

七 法第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の二第二項第三号

八 法第五十条第一項において準用する会社法第八十二条の六第三項第三号

項第六号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項
二十一 その他重要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第五条第四項において準用する会社法第三十一条第二項第二号

二 法第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項第二号

三 法第二十八条第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

(新設)

(新設)

四 法第四十三条第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

(新設)

(新設)

-
- 九| 法第六十二条第三項第二号
- 十| 法第六十五条第一項において準用する会社法第二百十条第七項第二号
- 十一| 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第五項
- 十二| 法第六十五条第三項において準用する会社法第三百十八条第四項第二号
- 十三| 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十四条第二項第二号
- 十四| 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第二項第二号
- 十五| 法第九十一条第二項第二号
- 十六| 法第一百条第一項第二号
- 十七| 法第一百五十四条第四項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号
- 十八| 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号
- 十九| 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号
- 二十| 法第二百七十七条第三項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 二十一| 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号
-
- 五| 法第六十二条第三項第二号
- 六| 法第六十五条第一項において準用する会社法第二百十条第七項第二号
- 七| 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第五項
- 八| 法第六十五条第三項において準用する会社法第三百十八条第四項第二号
- 九| 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十四条第二項第二号
- 十| 法第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第二項第二号
- 十一| 法第九十一条第二項第二号
- 十二| 法第一百条第一項第二号
- 十三| 法第一百五十四条第四項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号
- 十四| 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号
- 十五| 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号
- 十六| 法第二百七十七条第三項において準用する会社法第四百九十六条第二項第三号
- 十七| 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号
-

<p>二十二 法第二百五十条第三項において準用する法第六十二条第三項第二号</p> <p>二十三 法第二百六十四条第五項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号</p> <p>二十四 法第二百六十七条第一項第二号</p> <p>二十五 法第二百七十五条第五項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号</p> <p>二十六 法第二百七十九条第三項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号</p>	<p>十八 法第二百五十条第三項において準用する法第六十二条第三項第二号</p> <p>十九 法第二百六十四条第五項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号</p> <p>二十 法第二百六十七条第一項第二号</p> <p>二十一 法第二百七十五条第五項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号</p> <p>二十二 法第二百七十九条第三項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号</p>
--	---